2　前項第三号の貯留機能保全区域の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番

二　位置図（縮尺二千五百分の一以上）

3　第一項第四号の貯留機能保全区域の形状は、縮尺二千五百分の一以上の平面図、縦断面図及び横断面図をもって表示するものとする。

（貯留機能保全区域の標識の設置の基準）

第四十条　法第五十四条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。（新設）

一　次に掲げる事項を明示したものであること。

イ　貯留機能保全区域の名称及び指定番号

ロ　貯留機能保全区域の位置

ハ　貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

ニ　標識の設置者及びその連絡先

二　貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

（貯留機能保全区域内の土地における届出を要する行為）

第四十一条　法第五十五条第一項の国土交通省令で定める行為は、止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置とする。（新設）

（貯留機能保全区域内の土地における行為の届出）

第四十二条　法第五十五条第一項の規定による届出は、別記様式第八の届出書を提出して行うものとする。（新設）

2　法第五十五条第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3　前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
貯留機能保全区域の位置図	貯留機能保全区域の位置	二千五百分の一以上	
貯留機能保全区域の現況図	貯留機能保全区域の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第五十五条第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為により設置される物件の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	当該行為により設置される物件の構造の詳細	五百分の一以上	
	当該行為を行った後の貯留機能保全区域の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。